

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六―七五）の一部を次のように改正する。
別表第二の一行政職給料表中「117,500円」を「118,100円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、令和六年四月一日から適用する。